議案第７９号

財産の処分について

朝霞市立小中学校学習者用コンピュータ等を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年朝霞市条例第１６号）第３条の規定により議会の議決を求める。

| | | |
|---|---|---|
| １ | 財産の種別 | 朝霞市立小中学校学習者用コンピュータ等 |
| ２ | 概要 | 学習者用タブレット型コンピュータ　９，７８０台 |
| ３ | 契約の方法 | 随意契約 |
| ４ | 契約価格 | ８５，０８６，０００円（税抜） |
| ５ | 契約の相手方 | 愛知県大府市柊山町３丁目３３番地<br>リネットジャパンリサイクル株式会社<br>代表取締役　黒田　武志 |

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代